平成２６年（フ）第２０６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田247番地６
債務者　江口留美子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
高知市一宮中町２丁目７番10号　フジハイツ208号
債務者　中尾　龍次
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９６号
高知市新屋敷１丁目１番10号　コーポ山本202号
債務者　西原　知成
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９９号
高知県土佐市積善寺1333番地
債務者　南口　雅樹
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１５号
高知市五台山3256番地
債務者　松井　美子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７０号
北海道旭川市豊岡１条２丁目１番10号　豊岡ホワイトコーポⅠ102
債務者　西尾　　健
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８１号
北海道深川市納内町３丁目１番50―205号
債務者　伊東　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９３号
北海道旭川市末広３条11丁目２番10号
債務者　木地谷光一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０５号
北海道旭川市永山３条18丁目３番４号
債務者　渡部カスミ
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４２号
静岡県浜松市西区大人見町1500番地の146
債務者　府内セイジこと　フナイ　セイジ　ロベルト
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
静岡県浜松市西区大人見町1500番地の146
債務者　府内ヒデミこと　ハマムラ　フナイ　ロザネ　ヒデミ
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
静岡県浜松市南区東若林町1277番地の１　ドルチェＣ203
債務者　平澤　克祐
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４５７号
大阪府豊中市利倉西２丁目３番24―503号、前住所兵庫県尼崎市南初島町８番地の４
債務者　松本　英子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０８号
大阪市住之江区御崎７丁目15番24―402号
債務者　川辺　　晃
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８４号
大阪市福島区野田３丁目１番23号　田中アパート
債務者　神竹　悦己
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部